平成31年度 交通安全県民運動 新入学 (園)期の交通事故防止運動実施要領

運動の目的

新入学(園)期は、新入学(園)児が不慣れな通学(園)路を通い始めることから、子供が被害者となる交通事故の発生が予想される。このため、家庭・学校(園)・地域などが一体となって本運動を推進することにより、子供を交通事故から守るとともに、重大事故の抑止を図ることを目的とする。

運動の期間

2019年(平成31年) 4月8日(月) から4月17日(水) までの10日間 【一斉行動日】4月8日(月)

運動の重点

- 1 新入学(園) 児をはじめとした子供に対する交通安全指導の徹底
- 2 通学(園)路の安全確保の推進
- 3 子供を守る安全運転の励行



○ 広げよう 事故で回じまねの 思いたり 令

主唱 島根県交通安全対策協議会

推進事項

《運転者は》

- 通学(園)路や子供が利用する建物・施設の周辺 を通行するときは、スピードダウンや安全確認を励 行する。
- 交差点や横断歩道での安全確認と減速・徐行を励 行する。
- 全ての座席でのシートベルトやチャイルドシート の着用を徹底し、6歳以上でも体格に応じてチャイ ルドシートを使用することの必要性等の周知徹底を する。



《家庭では》

- 子供と一緒に通学(園)路を歩き、子供の目線で 危険箇所を確認する。
- 家族で、安全な歩行や道路の横断の仕方、信号の 見方など交通ルールについて話し合う。
- 子供が出かける時には、「飛び出しをしない」「左 右の安全を確認する」など具体的な声かけをする。



《学校(園)では》

- 新入学(園)児を中心に登下校時の街頭指導を徹 底する。
- 基本的な交通ルールや安全な通行方法などについて、手本を見せるなど反復して指導する。
- 通学(園)路の安全点検を行い、その結果を踏ま えた通学(園)路の見直しを行う。



《地域では》

- 通学(園)時間帯における交通安全指導や保護誘導活動を積極的に実施する。
- 子供が交通事故に遭わないよう「飛び出しをしない」など安全行動の具体的な声かけを行う。
- 回覧板やチラシなどにより、子供に対する安全運転について広報啓発活動を行い、子供を交通事故から守る機運を高める。



《職場では》

○ 朝礼や点呼などの機会を活用し、子供を見かけた ら減速・徐行や一時停止するなど子供への思いやり 運転を呼びかける。